



千葉県議会議員（八千代市） 石井としお

県議会レポート

発行：千葉民主の会

石井としお事務所 〒276-0006 千葉県八千代市桑納 430 TEL/FAX：047-450-5044

職員倫理条例制定へ 官製談合 県幹部2人逮捕で

～石井としおが求めていた条例が制定へ！～

昨年11月、県東葛飾土木事務所の幹部職員2人が県発注の排水路工事の入札情報を業者側に不正に漏らしたとして官製談合防止法違反の容疑で逮捕されました。

これを受けて、石井としおは同12月議会において、再発防止策の一つとして職員倫理条例及び非違行為を行った職員に対する処分基準を新たに制定することを県に強く要望し、県は平成30年2月議会ですれらを制定することを表明しました。

職員倫理条例、処分基準制定へ

県は、官製談合防止法違反の疑いで幹部職員2人が逮捕されたことを受けて、職員の倫理・行動規範について禁止事項を明確に示した条例や非違行為を行った場合の懲戒処分の基準について新たに制定することを、2月議会の私たちの会派の代表質問で明らかにしました。

当該事件では、逮捕された県職員を含む複数の県職員が、逮捕された業者側の被告人と会食をしていたことが明らかになっています。

しかし、これまでの県コンプライアンス基本指針では、こうした利害関係者と接触する場合の禁止事項等について曖昧な点があることや、職員が非違行為を行った場合に適用される処分について明文の規程が無かったことから、私たちの会派はその策定を求めていました。

県議が関与？業者から県職員への接待

県の調査及び報道等によれば、逮捕・起訴された業者側の被告人、県議会議員、県幹部職員が一堂に会し、料亭で県議を「囲む会」とする会食はおおよそ10年前に始まり、これまでに4回ほど開催され、直近の開催は昨春。県幹部の会費は5千円程度だったとされる一方、料亭は高級な店で夜の懇親会費用は通常5千円では済まないとされ、さらにはコンパニオンが同席していたとの証言もあります。

公判の中で検察側が示した取り調べ段階での調書では、業者側の被告人から盛大な接待を受けたことも、逮捕された県職員が予定価格等を漏えいさせた要因の一つとされており、県職員と利害関係者の会食について明確に規制することが不可欠です。

会食の状況

| 開催日 | 平成28年6月17日（金） | 平成28年9月13日（火） |
|--------|--|---|
| 場所 | 千葉市内の高級料亭 | 千葉市内の高級料亭 |
| 参加者 | 自民党県議 1名 建設会社の元役員（逮捕者） 県職員 13名（逮捕職員含む） | 自民党県議 1名 建設会社の元役員（逮捕者） 県職員 9名（逮捕職員含む） |
| 支払いの状況 | 会費制で5千円 | 会費制で5千円～1万円 (5千円という証言が多い) |
| その他 | コンパニオンが同席したとの証言もあり | コンパニオンが同席したとの証言もあり |

詳細な実態解明と厳正な再発防止策を！

県は、これまでに明らかになった上記2件の接待について職員の費用負担の状況等を調査するとしているものの、県職員が受けたその他の接待の状況等については、網羅的な調査は実施しないとしています。

私たちの会派は、過去数年間にわたるこうした接待・会食の状況を明らかにしたうえで、最も厳しい再発防止策を講ずるよう県に強く求めています。

県の職員倫理条例 罰則明記し制定へ

知事表明 官製談合事件受け

県東葛飾土木事務所（松戸市）の幹部だった職員2人が公共工事の入札情報を漏らしたとされる官製談合事件を受け、森田健作知事は21日、再発防止に向けて職員倫理条例を制定する方針を明らかにした。外部の利害関係者との間で禁止行為を定めるほか、

罰則規定も明記する考えだ。

この日の県議会代表質問で木下敬二県議（自民）、中田学県議（民進・立憲）の質問に答えた。森田知事は「（職員倫理基準を）根本から見直す必要がある」と考えていた。2月9日におこなった県コンプライアンス委

員会議でも（弁護士などの委員から）同様の意見をいただいた」と述べた。

県行政改革推進課によると、国家公務員倫理法・倫理規程は職員の禁止行為や罰則規定を定め、具体的な処分は人事院規則で運用している。また、職員の禁止行為などを明確にした条例や規程などは少なくとも22道県が定めているという。

県は、国家公務員倫理法・倫理規程や他自治体の運用も参考にしながら、条例のあり方や制定の時期を検討していくとしている。

国家公務員倫理法・倫理規程は、利害関係者から金品の贈与や金銭の貸し付けを受けることのほか、供応接待や遊技・ゴルフ、旅行などを禁じ、利害関係者と飲食をする場合の届け出も義務づけている。違反すると懲戒処分の対象となる。

昨年12月の県議会代表質問では、当時の民進会派（民進・立憲に名称変更）が国家公務員倫理法・倫理規程に準じる規定を定めるよう求めていた。

事件をめぐっては、逮捕された職員が、工事を受注した建設会社の元役員と高

級料亭などで複数回会食していたことが明らかになった。また、他の複数の県幹部らが同席していたことも県の調査や朝日新聞の取材でわかった。

県は、こうした会食が事件に直接的に結びついたかは不明とする一方、県民に不信感を抱かせる行為だと判断。いまの県コンプライアンス基本指針には職員の順守事項や罰則が明記されておらず、条例制定などの必要性が県議会や県コンプライアンス委員会などでも指摘されていた。

（木村浩之、滝口信之）